

社会福祉法人長野県共同募金会運営基金設置規程

(目的)

第1条 長野県共同募金会は（以下「本会」という。）、災害又はその他の事由により、共同募金運動に重大な影響が生じる場合に対応するため運営基金を設置する。

(基金)

第2条 基金の額は、1年間の事業運営に要する最小限度の額とする。

2 基金は、共同募金等の寄附金以外の資金を原資として積み立てるものとする。

(基金の管理、運用)

第3条 基金への積立額および管理運用等に係わる事項は、理事会の承認を得なければならない。

2 基金は、法人運営サービス区分において処理し、安全でかつ确实有利な方法で管理するものとする。

3 この基金の運用から生ずる運用益は、本会の事業経費に充てるものとする。

(取崩し)

第4条 基金の取崩しは、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得なければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月13日から施行する。